

土地は資源です。

この限られた資源を総合的・計画的に利用することを目的に、国土利用計画法が制定されています。

この法律は、国土利用計画と土地利用基本計画の作成、土地取引の規制、遊休土地に関する措置を講ずることなどにより、乱開発を未然に防ぐとともに、特に土地の投機的取引と地価の高騰を抑制することによって地価の安定を図ることなどを内容としています。また、一定規模（市街化区域二平方メートル、市街化調整区域五平方メートル）以上の土地について売買等の契約を結ぶ場合には届出制が適用されます。

（市役所における国土利用計画法関係の窓口は、企画広報課 TEL七・三〇〇一です。）

知っておきたい土地取引の正しい知識

国土利用計画法と土地取引の規制